# 平成２９年第１回北海道議会定例会［予算特別委員会・建設部所管］開催状況

開催年月日　平成２９年３月１５日（水）
質　問　者　日本共産党　菊地　葉子　委員
担 当 部 課　建設部建設政策局建設管理課

| 質問要旨 | 答弁要旨 |
|---|---|
| **二　建設労働者の処遇改善等について**<br><br>建設労働者の処遇改善等についてお伺いいたします。<br>２０１７年度公共工事設計労務単価が発表されました。<br>６年連続前年を上回ったこの労務単価ですね、実質的な賃金につながって、建設労働者の処遇改善に生かされるべきと考えますが、以下お伺いしてまいります。 | |
| **（一）　２０１５年度建設工事下請け状況等調査の結果について**<br><br>道では、毎年下請状況調査を行っていると承知していますが、２０１５年度建設工事下請状況調査の結果についてお伺いいたします。 | **○建設管理課長　勝谷　裕**<br>建設工事下請状況等調査についてでありますが、下請状況等調査は、元請負人と下請負人との契約関係の適正化を図るため、契約状況や施工体制などについての調査、指導を行うもので、平成２７年度は、４９０社を対象に実施し、１０件の指導を行ったところでございます。<br>指導事項としては、下請負人が社会保険等に加入していなかったもの、下請負契約書が、建設業法で定める要件を備えていなかったもの、雇入通知書を交付をしていなかったものとなっているところでございます。<br>また、労務単価が、「公共工事設計労務単価」を下回っていたものが２７６件となっており、その全ての企業に対し、文書により適切な水準の賃金の支払いについて要請を行ったところでございます。 |
| **（二）　設計労務単価と賃金の乖離について**<br><br>２００３年から下落傾向にあった建設業の営業利益の回復や落札率の低下によるダンピング受注防止の観点から、道は、２００９年に最低制限価格を引き上げました。<br>そのような中、道が行っている賃金実態調査では設計労務単価と１０％以上も乖離した例があるんですね。<br>道はどのように調査、指導してきたのか、また、調査、指導の実効性についてどのように受け止めるのかお伺いいたします。<br><br>賃金の乖離が１０％以上ある企業が２０７社というのは調査対象の４割を超えているんですね。<br>これまでの指導、あるいは要請といったものの実効性が、本当にこれでよかったのかということがいえるというふうに思います。 | **○建設管理課長　勝谷　裕**<br>技能労働者の賃金についてでありますが、公共工事設計労務単価の上昇を踏まえ、適切な水準の賃金が支払われるよう建設業関係団体や受注者に対しては文書により、各建設業協会には建設部幹部職員が直接訪問するなどして、要請を行っているところでございます。<br>また、毎年実施している建設工事下請状況等調査において、受注者だけでなく下請負人に対しても面接を行い、賃金が設計労務単価を下回っている場合には、文書により適切な水準の賃金の支払いについて要請を行っているところでございます。<br>平成２７年度の調査においては、設計労務単価と賃金の乖離が１０％以上ある企業が２０７社あり、今年度新たに設計労務単価改定に伴う対応状況や、その理由などに関するアンケート調査を実施して実態把握を行っているところであり、引き続き、技能労働者の就業環境の改善が図られるよう取り組んでまいる考えでございます。 |
| **（三）　社会保険の加入の現状について**<br>社会保険の加入の状況についても伺いたいのですが、設計労務単価には社会保険の加入の徹底も考慮されていますが、２０１５年の調査でも未加入が下請で４件あります。<br>道は、この点についてどのように認識し、どのように指導しているのかお伺いします。 | **○建設管理課長　勝谷　裕**<br>社会保険等の加入促進の取組についてありますが、これまでも下請状況等調査では、下請負人が必要な社会保険等に加入していない事例について元請負人に対して指導を行っているところであり、この間の取組により未加入指導件数が減少しているところでございます。<br>道においては、引き続き建設業許可・更新時や道発注工事の契約時など、さまざまな機会を捉えて社会保険等の加入について指導を行うとともに、道の競争入札参加資格者を社会保険等の加入者に限定するほか、本年度から１次下請契約の相手方を加入建設業者に限定するなどして、就業環境改善に取り組んでまいる考えでございます。 |

| 質　問　要　旨 | 答　弁　要　旨 |
| --- | --- |
| **（四）　総合評価と公契約について**<br><br>建設労働者の安定的な確保ということが、非常に課題になってきております。<br>賃金の改善や環境の改善というのは、本当に喫緊の課題だと思うのです。<br>実態調査や指導を繰り返し、今なお労務単価や賃金の乖離の存在ということでは、いたちごっこの思いもあります。<br>総合評価方式で賃金に関する項目を加えるなど、実効ある改善方策を、我が会派の真下団長も提案してきました。<br>思い切った対応が必要ではないかというふうに考えるものです。<br>また、旭川市では公契約条例が制定されました。<br>道はこれまでも公契約条例の制定については、拒否してきていますが、これまでの下請状況の調査、また、道の指導や要請で公契約条例と同じ効果が得られているというふうにお考えでしょうか。<br>道としても検討を進めるべきと考えるが如何でしょうか。<br><br>**（指摘）**<br>これまでも我が会派では、設計労務単価と賃金の乖離をなくする対応について取り上げてきました。<br>しかし、今ご答弁いただいたようにその乖離が改善されません。<br>建設労働者の賃金も含めた環境改善ですね、これが結局、建設労働における担い手確保においては重要な課題となると考えます。<br>より実効的な対策が求められることを強く指摘して、次の質問に移ります。 | **○建設業担当局長　高瀬　浩**<br>総合評価落札方式等についてでございますが、総合評価落札方式は、経済性に配慮しつつ、価格以外の技術的な要素などを考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質を確保するものであり、道では、工事施行成績などの企業の施工能力の評価に加え、若手技術職員の雇用状況や技能士等の活用計画などを評価する「担い手の育成・確保」のほか、災害時の協力や地域企業の活用計画などを評価する「地域の守り手確保」などを評価項目としているところでございます。<br>また、賃金などにつきましては、法定労働条件の範囲内で個々の労使当事者間で自主的に取り決められるべきものと考えていることなどから、道としては、公契約に係る新たな条例制定は行わず、受注者への要請などにより、労働条件の確保に努めてきたところであり、今後とも、建設業団体等や道発注工事の受注者に対し、適切な賃金水準の確保の要請などに取り組むとともに、公契約条例に係る国や他府県の議論の動向を注視してまいります。 |